



8月20日、愛教労は、労働会館にて「夏の学習会」を開きました。
 午前中の講演は、「教職員にとっての労働基本権を考える」
 全教の米田氏による労働基本権の学習会でした。



全教の米田雅幸氏

「夏の学習会」を開催！

講演の中で米田氏は、教職員の労働基本権についての歴史的経緯を順に語られました。憲法によって全ての労働者に保障されている

労働基本権が、公務員に認められたのは1年間ほどで、それ以降60年以上も認められてきませんでした。マッカーサーの命令を受けた当時の芦田内閣が立て続けに制定した教育公務員特例法、地方公務員法などによって争議行為の禁止が確立され、私たち公務員の権利が不当に奪われてきたのです。諸外国では公務員に当然認められている権利であり、ILO（国際労働機関）なども改正するように5度にわたって日本政府に勧告をしていますが。もちろん日本の公務員労働者も回復を要求してきました。政府が2012年度から労働協約締結権を公務員に「付与する」ことを検討しています。なぜでしょうか。もちろん、国際的な世論もあります。しかし、経済同友会の主張する「公務員の身分保障は政府のスリム化・効率化を図るうえで大きな障害となっている。公務員の労働基本権を付与するのに合わせて公務員の身分保障の撤廃と雇用保険加入も論議すべき」という言葉にあるように、**人件費引き下げ・リストラ**につなげようという意図もありありと見られます。過半数職員団体にしか締結権を認めない案も検討されており、注意が必要です。

しかし、せっかく「労働条件を交渉して協約を結ぶ」ことができず、賃金だけでなく、健康を蝕んでいる長時間過密労働を解消するために、これを生かしていかなくてはなりません。そのためには、職場に渦巻く要求をつかみ、要求で一致したたたかいを組織する力を持つことが必要です。

午後は、4つの分科会に分かれ各地の組合運動の成果や問題点について話し合われました。

分科会の内容は、10月号以降に掲載します。

今年も続く、秘密主義の

「教職員評価制度 検討協議会」

県民・現場教職員無視の教職員評価行政！

平成22年度の「第1回教職員評価制度検討協議会」が6月9日（水）三の丸庁舎で10時から開かれた。昨年から始まったこの「協議会」は、愛教労からの要求を無視し、今年度も「非公開」で審議が続いている。情報提示・情報開示で文書を手に入れる以外直接的な審議情報を詳しく知る手立てがない。特に23年度から本格実施を予定し、本年度は、その大事な「苦情申し立て制度」の仕組みを審議するとしている。しかし、まったくその審議経過を公開しようとするのは、県教育委員会による県民無視行政そのものであり愛教労は抗議する。県民・現場教職員を尊重した審議内容の全面公開を当然の権利として強く求めるものである。

教職員課事務局のお飾り体制の「検討委員の委嘱」！

「検討協議会」は、「要綱第3条」で「9名の委員を置く」としている。実際は校長4名、教頭2名、教員2名、事務職員1名が代表として教職員課長から委嘱された者が審議をしている。しかし、この9名の委員の他に教育長2名、教育事務所長2名そして、県教委の教職員課が10名参加して全体23名で圧倒的に事務局主導で開かれている。

年間では、全体会と小中と高校に分かれた分科会を今年3回は3回実施の予定をしており、（6月9日、10月1日、11月17日）事務局の体制に沿った論議がされている。今回から本格的な審議が始まる大事な「苦情申出制度」を審議するの

に、弁護士や一般県民の声をいれようとしていない。今年の最終回である、第3回の11月17日の会議予定は、「来年度実施に向けてのまとめ周知の検討」となっており、

実質的にあと1回の10月1日の会議で「苦情申し立て制度」「評価シート

の見直し」も終了させようとする。

その後、「苦情相談」では解決が

出来ない「苦情申出者」は、3月16日から3月20日までの間に「苦情申出書」を「苦情審査会」に提出することになっている。「苦情審査会」は、市町村教育委員会の中から「苦情調査員」を再度指名し、

申出者・校長・苦情相談員などから事情を聴取し、その結果を「苦情審査会」に提出する。その後審査され、結果を校長及び本人に通知し、再評価の場合は、再度校長が、評価結果を提出し、本人に開示する。このような手続き要領が今回初めて提案されている。

「昇給・勤勉手当への反映なし」の審議継続は守らせる！

「教職員評価制度検討協議会設置要綱」では、第2条に「協議会は平成21年1月23日付け『教職員評価制度調査研究部会のもと』に基づき、教職員評価制度の本格実施に向けて、主に評価シートの内容（評価項目等）、評価に対する不服申し立て制度の整備について協

しているのが今年度の県教委の思惑である。

苦情処理にはならない「教職員評価制度 苦情申出要領案」！

県教委は、6月9日の「検討協議会」で、不服申し立て制度の概要案と「愛知県教育委員会教職員評価制度苦情申出要領」（小中学校）を提出し、審議した。ここでは、「評価結果」を「苦情相談」と「苦情申出」に分けて処理しようと考えている。通常は、1月31日までに提出すればよかった評価シートを1月15日までに提出させ3月1日までに校長・教頭による評価をすませ、本人に返却することになっている。そして、3月2日から3月10日までの間に「電話又はメールにて苦情相談を行う」としている。この苦情相談は、市町村教育委員会の人事担当者を相談員としてその受けた相談内容に応じ、校長・本人等の聞き取りをし、助言を行いその内容を記録することが定められている。

その後、「苦情相談」では解決が出来ない「苦情申出者」は、3月16日から3月20日までの間に「苦情申出書」を「苦情審査会」に提出することになっている。「苦情審査会」は、市町村教育委員会の中から「苦情調査員」を再度指名し、

申出者・校長・苦情相談員などから事情を聴取し、その結果を「苦情審査会」に提出する。その後審査され、結果を校長及び本人に通知し、再評価の場合は、再度校長が、評価結果を提出し、本人に開示する。このような手続き要領が今回初めて提案されている。

その後、「苦情相談」では解決が出来ない「苦情申出者」は、3月16日から3月20日までの間に「苦情申出書」を「苦情審査会」に提出することになっている。「苦情審査会」は、市町村教育委員会の中から「苦情調査員」を再度指名し、

申出者・校長・苦情相談員などから事情を聴取し、その結果を「苦情審査会」に提出する。その後審査され、結果を校長及び本人に通知し、再評価の場合は、再度校長が、評価結果を提出し、本人に開示する。このような手続き要領が今回初めて提案されている。

その後、「苦情相談」では解決が出来ない「苦情申出者」は、3月16日から3月20日までの間に「苦情申出書」を「苦情審査会」に提出することになっている。「苦情審査会」は、市町村教育委員会の中から「苦情調査員」を再度指名し、

申出者・校長・苦情相談員などから事情を聴取し、その結果を「苦情審査会」に提出する。その後審査され、結果を校長及び本人に通知し、再評価の場合は、再度校長が、評価結果を提出し、本人に開示する。このような手続き要領が今回初めて提案されている。

その後、「苦情相談」では解決が出来ない「苦情申出者」は、3月16日から3月20日までの間に「苦情申出書」を「苦情審査会」に提出することになっている。「苦情審査会」は、市町村教育委員会の中から「苦情調査員」を再度指名し、

申出者・校長・苦情相談員などから事情を聴取し、その結果を「苦情審査会」に提出する。その後審査され、結果を校長及び本人に通知し、再評価の場合は、再度校長が、評価結果を提出し、本人に開示する。このような手続き要領が今回初めて提案されている。

その後、「苦情相談」では解決が出来ない「苦情申出者」は、3月16日から3月20日までの間に「苦情申出書」を「苦情審査会」に提出することになっている。「苦情審査会」は、市町村教育委員会の中から「苦情調査員」を再度指名し、

申出者・校長・苦情相談員などから事情を聴取し、その結果を「苦情審査会」に提出する。その後審査され、結果を校長及び本人に通知し、再評価の場合は、再度校長が、評価結果を提出し、本人に開示する。このような手続き要領が今回初めて提案されている。

その後、「苦情相談」では解決が出来ない「苦情申出者」は、3月16日から3月20日までの間に「苦情申出書」を「苦情審査会」に提出することになっている。「苦情審査会」は、市町村教育委員会の中から「苦情調査員」を再度指名し、

申出者・校長・苦情相談員などから事情を聴取し、その結果を「苦情審査会」に提出する。その後審査され、結果を校長及び本人に通知し、再評価の場合は、再度校長が、評価結果を提出し、本人に開示する。このような手続き要領が今回初めて提案されている。

その後、「苦情相談」では解決が出来ない「苦情申出者」は、3月16日から3月20日までの間に「苦情申出書」を「苦情審査会」に提出することになっている。「苦情審査会」は、市町村教育委員会の中から「苦情調査員」を再度指名し、

教育委員会関係者ばかりの苦情審査委員会

公正・公平な審査ができる委員の人選と制度を！

「苦情審査会」は、委員長・1名、副委員長1名、委員2名で組織することになっており、市町村教育委員会の規模に応じて委員は1名ともすることができるとしているが、県教委が例示しているその委員例は、「委員長、学校教育部長、副委員長、学校教育部長、委員主幹等」となっており、苦情申立者本人の立場を公正・公平に考えることのできる客観的な裁定者の任命が全く考慮されていない。教育委員会内部のみの人選では校長の立場からの裁定に傾くことは目に見えている。愛教労は、弁護士や教育カウンセラー、教職員組合の代表、校長・教頭などの代表、父母の代表・学識経験者等がバランスよく任命されて初めて誰もが納得できる

「苦情審査会」になると考える。また、行政の一機関としての審査会ではなく、第三者機関としての公平性と客観性を担保できる苦情審査会になるよう根本的に制度設計を変更すべきであると考え。



「苦情審査会」になると考える。また、行政の一機関としての審査会ではなく、第三者機関としての公平性と客観性を担保できる苦情審査会になるよう根本的に制度設計を変更すべきであると考え。

いつまで続く、忙しい教員にエネルギーを使わせ不安をあおるような免許更新制度

—本年度免許更新組合員体験記—
今年度は、免許更新該当者。民主党に期待したものの、そんな話は消えたので、やっぱり今年中に講習を受けておこうと思立った。しかし、受講確保は人気アーティストのコンサートチケットをゲットする以上に厳しかった。

まず、愛教大のホームページにアクセスし、講習者 ID を確保。ここまでは、OK。受講漏れがないよう昨年度からの対象者が優先で、その後今年度の該当者が受付できる仕組みだ。受付人数は、選択教科なら50人ほど。

いよいよ受付当日。私用があり、夕方アクセスしようとしたら、同僚から、「もう取れません〜」とメール。え、ええっ〜！！本当だ。どれもキャンセル待ち。そんなに、人気なの？でも、とりあえずは、キャンセル待ちをかける。（そう言えば、前、キャンセル待ちで、韓国旅行2泊3日9800円行けたしなあ。）キャンセルがあると、その旨メールが送信され、そこでまた、アクセス先着順。家のパソコンのアドレスを指定している私は、帰宅後だと、時すでに遅し。悔しい。よし、手当たり次第キャンセル待ちをかけよう。隣席の同僚は、携帯で「キャンセル待ち発生メール」を受け取り、すぐにアクセスし、一つ講習をゲット。そうかと思ひ、すぐに、携帯のアドレスに登録変更。それから、メールが来るたびにどきっ！それでも、仕事に来たものは間に合わず。こうなったら意地もあり、何が何でもという気になってきた。土日はチャンス。携帯を肌身離さず持ち、パソコンを、常にスタンバイ状態。（もちろん、愛教大のホームページを開いて）でも、そんなときには、来ない。ああ、もうだめかと思ひながら、ベッドの横にパソコンと携帯を用意して、お休みモード。そしたら、来た〜。夜中の12時過ぎ。どつきどつきしながら、アクセスし、講習一つゲット。よかったあ。

その後、夜な夜な12時過ぎまで、用心深く？待ち続け、どうにか5日分を確保。同時に三講習のメールが届き、慌ててアクセスしたものの、二つゲットしている間にもう一つは、アウトだったりもした。本当に瞬時の争いだ。こんなことが、一週間くらい続いた。疲れた。旅行やコンサートチケットならいざ知らず、免許更新のために。3万円も払った。でもこれで無事に済めば、10年後までは、まあ、いいか。結局、10年に一度ということは、10分の1の人しか該当せず、同じ教員でも確かに他人ごと。民主党なんて、そりゃあ、忘れるに決まっている。

お金も支払い、書類も提出すると、受け付け完了。でも受付後、2週間以内に支払いや書類をそろえないと、自動的にキャンセル扱い。さて、大丈夫かなと思ひ確認してみると、一講座だけ、未完了。しかも、タイムリミットが次の日までという大ピンチ。慌てて、愛教大に問い合わせる。あんなに苦労したんだから、キャンセル扱いになったら、たまったものではない。電話で確認し、大丈夫だったが、冷や汗もの。

こんなことに、最近莫大なエネルギーを使った。これも仕事のうちなら、使うところが違う。その後、文科省からお達しが来たのか、急きよ、愛教大は、受講者人数を増やし、もう一度募集を募った。あの、苦労は、何だったのか。

でも、本当に大変なのは、これから。貴重な夏休みに五日間も講習に行き、試験を受ける。これで落ちたら、どうしよう。こんなに忙しい教員に、エネルギーを使わせ、不安をあおるような免許更新制度、いったい何のメリットがあるのか？



心して利用しやすい仕組みにすべきである。また、これも意見の中に見られるが、「電話やメール」だけでなく、直接の「面談」でも苦情を受け付けるべきである。

23年度実施は時期尚早 慎重な幅広い意見の検討をすべき！

「苦情申出制度」の設置は、基本的に高校は県教育委員会、小中教職員は、市町村教育委員会に設置することが「概要試案」に示されている。そのため「検討協議会」の中でも、「小さな市町村教育委員会での組織（苦情申立）を立ち上げるのは非常に難しい。教育事務所としては、応援するが、組織することを前提に考えると24年度スタートも視野に入れて欲しい。状況の整備を優先して欲しい。」11月には結論が出て、市町村に周知できるかが心配である。担当者の研修も含めると次

鳥居建仁先生の公務災害認定を求める会第3回総会

8月8日、「鳥居建仁先生の公務災害認定を求める会第3回総会」が開かれました。会場の豊橋市職員会館には70名以上の方々が参加し、熱い支援の発言が続きました。大阪の堺市からかけつけた田村さんは「私も裁判に勝ちました。ぜひ、鳥居さんも勝ってください。」と。愛教大の荒井さんは、正田裁判における「分限免職」というものの恣意的で危険な教職員の首切り方法について警鐘と裁判への支援の訴えを。弁護団からは、「膨大な勤務時間の調査を鳥居先生が膨大な時間を使い、教育に邁進していることの報告が。」



10	2	92	92	42	21	51	3	1	21	11	0	4	4
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

- 愛教大 名古屋民主会館
- 署名行動スタート集会名古屋市教育館
- 四役会
- 採用講座実行委員会 教育会館
- 臨時教員愛知集会実行委員会 結成集
- 会 中村生涯学習センター
- 愛教大単組代表者会 労働会館
- 県人事委員会交渉 三の丸B105
- 愛教大連組拡大決起集会 労働会館
- 四役会 事務所
- 鳥居先生・証人調べ 名古屋地裁
- 戦争展実行委員会反省会 民主会館
- 1 拡大幹事会 事務所

「九月の活動予定」

年度実施は難しい。校長会への周知も必要である。との切実な現場の声も出されているのに、県教委はその事務局回答であくまでも「平成23年度実施を目指し、苦情申立制度の確立と周知に取り組み」と強引な姿勢を見せている。愛教労は、まだ評価シートの見直しでも議論は尽くされておらず、「苦情申出要領」もわずかの時間しか検討されていない中で来年度実施は、時期尚早であると考え。

愛教大・三河教大「出退勤記録の完全実施を求めよう」と、連帯の挨拶を送る

連帯の挨拶として愛教大内田議長が「出退勤記録を明らかにして、教職員の膨大な長時間勤務を明らかにして、いこう。そして、それを確実に振り替えていこう。」と訴えました。豊橋の中学校に勤める教師からは、「鳥居先生は、重い障害を負った今も、子どもらを励ましています。また、中学校は、今でも大変長い時間やらざるをえない現実があります。私も学校から帰るのは10時や11時になってしまっています。」と報告。その異常な勤務実態に、会場から驚きの声があがりました。

鳥居建仁さんも元気に決意表明を参加されていた鳥居建仁さんも「わたしはみなさんのご支援で裁判は絶対に勝てると思っています。」と元気に決意表明されました。